

○松本市商工業振興条例施行規則

昭和59年10月1日

規則第28号

改正 昭和61年4月1日規則第21号

昭和61年8月1日規則第31号

昭和62年6月24日規則第16号

昭和62年8月1日規則第30号

昭和62年10月17日規則第33号

昭和63年2月25日規則第4号

昭和63年7月1日規則第27号

昭和63年8月1日規則第36号

平成元年4月1日規則第24号

平成2年4月1日規則第38号

平成3年6月1日規則第26号

平成3年10月1日規則第34号

平成4年4月1日規則第8号

平成5年2月26日規則第2号

平成5年3月31日規則第4号

平成5年6月16日規則第30号

平成5年10月1日規則第36号

平成5年12月6日規則第42号

平成6年2月21日規則第1号

平成6年3月31日規則第26号

平成6年9月9日規則第36号

平成7年3月31日規則第14号

平成7年4月30日規則第19号

平成7年6月1日規則第23号

平成7年9月29日規則第37号

平成8年3月29日規則第24号

平成9年3月3日規則第1号

平成9年3月31日規則第22号

平成9年10月21日規則第50号

平成9年12月11日規則第52号

平成10年3月31日規則第29号

平成10年8月24日規則第36号
平成10年10月16日規則第43号
平成10年12月10日規則第46号
平成11年3月31日規則第27号
平成12年3月31日規則第27号
平成12年9月29日規則第50号
平成12年12月25日規則第56号
平成13年3月30日規則第16号
平成13年8月31日規則第53号
平成13年9月12日規則第54号
平成13年9月28日規則第57号
平成14年3月29日規則第49号
平成14年8月1日規則第58号
平成14年8月23日規則第59号
平成14年9月30日規則第60号
平成14年10月28日規則第65号
平成14年11月28日規則第69号
平成15年3月31日規則第21号
平成15年10月1日規則第43号
平成16年3月25日規則第42号
平成17年3月4日規則第3号
平成17年3月31日規則第99号
平成18年3月31日規則第39号
平成18年6月5日規則第49号
平成19年3月30日規則第29号
平成20年3月31日規則第23号
平成20年9月30日規則第37号
平成21年3月31日規則第22号
平成23年3月31日規則第17号
平成23年5月23日規則第27号
平成25年3月29日規則第20号
平成26年2月28日規則第1号
平成26年3月31日規則第27号
平成27年3月31日規則第23号

平成27年10月30日規則第43号
平成28年3月25日規則第6号
平成28年3月31日規則第30号
平成28年9月29日規則第54号
平成29年3月31日規則第21号
平成30年3月30日規則第33号
令和2年3月9日規則第19号
令和2年4月15日規則第66号
令和3年2月24日規則第4号
令和3年3月31日規則第93号
令和4年3月31日規則第28号
令和4年10月31日規則第68号
令和5年3月3日規則第20号
令和5年3月30日規則第30号
令和6年3月29日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、松本市商工業振興条例（昭和59年条例第35号。以下「条例」という。）の施行について、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 投下固定資産総額

地方税法（昭和25年法律第226号）第341条の規定による家屋（居住の用に供する部分を除く。）及び償却資産（以下「投下固定資産」という。）の取得価格の合計額をいう。

(2) 取扱金融機関

株式会社八十二銀行、株式会社長野銀行、松本信用金庫、長野県信用組合及び株式会社商工組合中央金庫をいう。

(3) 保証協会

長野県信用保証協会をいう。

(4) 小規模事業者

次のいずれかに該当する事業者をいう。

ア 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者にあっては5人）以下の会社又は個人

イ 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合

ウ 常時使用する従業員の数が20人以下の協同組合

エ 事業協同小組合

オ 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者にあつては5人）以下の特定非営利活動法人

(5) 商店街団体

次のいずれかに該当する団体をいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合で、組合員の20人以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営むもの

ウ 小売商業又はサービス業に属する事業を営む者をもって組織する団体で、市長が認めたもの

(6) 知識集約型企业

情報技術を経営に有効に活用し、高度な技術、高質な経営及び高付加価値化を志向する技術開発型企业

(7) 新規地元雇用者

指定地域に工場又は企業施設（以下「工場等」という。）を新設、移設又は増設することに伴い、当該工場等の操業を開始した日から2年以内に当該工場等の従業員として新たに雇用された者（引き続き1年以上雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者として雇用される者に限る。以下「新規雇用従業員」という。）のうち、当該雇用を開始する日において、本市に住所を有する者をいう。

(8) 新規研究開発者

新規雇用従業員のうち、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）をいう。）の理学、工学等研究開発に関する課程を修了した者又はこれと同等以上の専門的知識を有する者で、特定の研究開発テーマを持って研究開発を行う業務に従事する者をいう。

2 条例第2条第2号に規定する、市長が特に認める団体とは、4以上の中小企業者で構成する団体をいう。

（助成対象の範囲）

第3条 条例第3条に規定する事業の助成金の交付対象者は、本市の区域内において事業を実施する者のうち、市税に滞納がないもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市内に事業所を有している中小企業者

(2) 構成者の2分の1以上が本市内に事業所を有している中小企業団体

(3) 公益性のある県の規模（構成者が長野県の全域にわたるものをいう。）以上の中小企業団体

(4) 工場又は企業施設を新設、移設又は増設する者

（助成金の交付基準）

第4条 条例第3条に規定する助成事業の助成対象及び交付要件並びに経費及び助成率等は、別表第1

のとおりとする。

（助成金の交付申請）

第5条 条例第3条に規定する助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市商工業振興助成金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を、速やかに市長に提出するものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）松本市商工業振興助成事業実施計画書（様式第2号又は様式第2号の2）
- （2）施設の設計図及び施設の位置図（用地取得を含む場合は、公図の写し）
- （3）法人にあっては、登記事項証明書、定款の写し及び事業計画に関する総会の議事録の写し
- （4）高度化事業にあっては、高度化事業実施計画書の写し
- （5）納税証明書（市外の事業者が申請する場合に限る。）
- （6）その他特に必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、松本市商工業振興助成金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第7条 助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに松本市商工業振興助成事業変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- （1）交付申請書の記載内容に変更を生じたとき。
- （2）当該事業を中止又は廃止したとき。

（実績報告）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、当該助成対象事業が完了したときは、松本市商工業振興助成金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、内容の審査及び現地調査等により助成金の額を確定し、松本市商工業振興助成金確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条 条例第3条に規定する助成金は、同条第3号に規定する事業を除き、当該事業が完了し、助成金の額が確定した後に交付するものとする。

2 条例第3条第3号に規定する事業に対する助成金は、当該用地取得に係る所有権移転登記完了後に交付するものとする。

（融資の種類等）

第11条 条例第6条に規定する融資あっせんの種類は、次の表のとおりとする。

融資の種類	使途
小規模企業支援資金	小規模事業者の経営の安定に要する運転資金及び設備の改善に要する設備資金
経営安定資金	経営の安定に要する運転資金及び設備資金
景気変動対策資金	経営環境の著しい変化又は経済状況により事業経営に著しい影響を受けている中小企業者の経営安定に要する運転資金及び市長が特に認めた災害により緊急に事業資金を必要とする場合の運転資金
創業支援資金	新規開業に要する運転資金及び設備資金
事業拡大資金	事業拡張等を目的とし、新たな取組みを実施するのに要する運転資金及び設備資金
工場立地促進資金	事業拡張等を目的とし、特定地域又は指定地域（以下「特定地域等」という。）への工場等の新設、移設又は増設に要する設備資金及び土地購入代金
事業承継資金	事業承継に要する運転資金及び設備資金

（融資の対象及び条件等）

第12条 前条に定める融資あっせんを受けることのできる者（以下「融資あっせん対象者」という。）は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種を営む者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。

- （1）市税滞納者及び市税未申告者
- （2）金融機関から取引停止の処分を受けている者
- （3）保証協会で行った代位弁済に対する債務の履行を終らない者
- （4）許可等を必要とする業種で、これらを受けないで営業している者
- （5）営業に関し公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
- （6）制度融資を不正に使用したことがある者
- （7）その他市長が適当でないと認める者

2 前項のほか融資あっせん対象者の資格及び貸付限度等の融資条件は、別表第2のとおりとする。

（融資の申込）

第13条 融資あっせんを受けようとする者（以下「融資あっせん申込者」という。）は、取扱金融機関、松本商工会議所又は松本市波田商工会を經由して松本市融資あっせん申込書（様式第7号。以下「融資あっせん申込書」という。）に保証協会への保証委託申込書の写し及び別表第3の資金の種類ごとに定める書類を添えて市長に提出するものとする。

（融資のあっせんの決定）

第14条 市長は、前条に規定する融資あっせん申込書を受理したときは、その内容を審査し、融資あ

っせんの適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により融資あっせんを決定したときは、中小企業制度融資の審査結果通知書（様式第8号）により、当該融資あっせん申込者へ通知するものとする。

3 第1項に規定する融資あっせんは、保証協会の保証に付するものとする。

（預託の期間等）

第15条 条例第6条第2項に規定する預託の期間は1年以内とし、預託額等は取扱金融機関と協議して定めるものとする。

（信用保証料の補給）

第16条 条例第6条第3項に規定する信用保証料の助成金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115中庁第15号）に規定する信用保証協会が徴する信用保証料への上乗せ率		
	上乗せなし	0.25%上乗せ	0.45%上乗せ
一般保証	信用保証協会が徴する信用保証料の5分の4	信用保証協会が徴する信用保証料の5分の3	信用保証協会が徴する信用保証料の2分の1
信用保証料の補給を受けようとする者（以下「補給申請者」という。）が次のいずれかに該当する場合 1 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定による市長の認定を受けている場合 2 危機関連保証制度要綱（20171023中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する場合 3 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第129条第1項に規定する創業関連保証を受けている場合	信用保証協会が徴する信用保証料相当	信用保証協会が徴する信用保証料の4分の3	信用保証協会が徴する信用保証料の3分の2

（信用保証料の補給申請）

第17条 補給申請者は、松本市中小企業制度融資信用保証料補給申請書（様式第9号。以下「補給申請書」という。）を、当該融資に係る審査結果通知書の受理後に市長に提出するものとする。

（信用保証料補給決定通知）

第18条 市長は、補給申請者に対する信用保証料の補給を決定したときは、松本市中小企業制度融資

信用保証料補給決定書（様式第10号）により通知するものとする。

第18条の2 市長は、補給金の交付決定を受けた補給申請者に交付すべき金額を、当該申請者に代わり保証協会に納付するものとする。

2 保証協会は、前項の納付をもって中小企業者及び中小企業団体が信用保証料を納付すべき日に信用保証料を納付したのものとして、これに充てるものとする。

（県制度の借入に対する信用保証料の補給）

第19条 市長は、長野県の中小企業融資規程（平成26年3月24日25経第213号）第3条第2号から第5号（第4号クを除く。）までに掲げる資金（以下「県制度資金」という。）の融資あっせんを受けた者に対し、その信用保証料の2分の1に相当する額を限度として補給する。この場合、補給申請等に係る手続きについては、第17条から前条までの規定を準用する。

（補給額の返還）

第19条の2 市長は、第16条及び前条に規定する信用保証料の助成金（以下「補給額」という。）を交付した保証債務に早期完済又は返済条件の変更による保証期間の短縮があったときは、既に交付した補給額の一部を保証協会から返還させるものとする。

（利子補給）

第20条 条例第6条第3項に規定する利子の助成金は、次の表に定める率で算出した額とし、当該利子の補給を受けようとする者（以下「利子補給申請者」という。）は、それぞれ次の要件を満たすものとする。

資金名等		要件	補給期間	補給率
小規模企業 支援資金	自然エネルギー利用、省 エネ対策のもの	市内に居住し、かつ、市内 に工場又は店舗を有する市 税に滞納がない中小企業者	融資実行の 日から3年 間	年 0.8%
	ecoオフィスまつもとに 認定されたもの	市内に居住し、かつ、市内 に工場又は店舗を有する市 税に滞納がない中小企業者 で、その事業所がecoオフィ スまつもとに認定されたも の		
景気変動対 策資金 （特別）	借換えでないもの	市内に居住し、かつ、市内 に工場又は店舗を有する市 税に滞納がない中小企業者		
景気変動対策資金（一般）				年 0.6%
経営安定資	自然エネルギー利用、省	市内に居住し、かつ、市内		年 0.8%

金	エネ対策のもの	に工場又は店舗を有する市 税に滞納がない者	
事業拡大資 金	健康産業に関わるもの	市内に居住し、かつ、市内 に工場又は店舗を有する市 税に滞納がない中小企業者	
工場立地促進資金		市税に滞納がない者	年 0. 2 %
事業承継資金		市内に居住し、かつ、市内 に工場又は店舗を有する市 税に滞納がない者	年 0. 8 %

2 前項の規定にかかわらず、利子補給申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金を交付しないものとする。

- (1) 死亡その他の理由により融資の継承者が不明のとき。
- (2) 利子補給の交付の対象となる融資について代位弁済を受けたとき。
- (3) 廃業したとき。
- (4) その他市長が不適当と認めたとき。

(利子の補給申請)

第21条 利子補給申請者は、松本市中小企業制度融資利子補給申請書（様式第11号。以下「利子補給申請書」という。）を、年度ごとに、市長が指定する日までにecoオフィスまつもと認定証の写し（小規模企業支援資金のうち、ecoオフィスまつもとに認定されたものに限る。）その他必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(利子補給決定通知)

第22条 市長は、前条の利子補給申請書を受理したときは、内容を審査し、利子補給の可否を決定し、松本市中小企業制度融資利子補給決定書（様式第12号）により当該利子補給申請者に通知するものとする。

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 松本市中小企業振興条例施行規則（昭和47年規則第21号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現に事業に着手しているものについては、この規則第5条の規定にかかわら

ず昭和59年10月末日までに交付申請書を提出するものとする。

- 4 この規則の施行の際、現に松本市中小企業振興条例施行規則の規定により助成金等の措置を受けているものについては、なお従前の例による。

(新型コロナウイルス対策特別資金の特例)

- 5 別表第2に定めるもののほか、市長は、令和2年3月9日から令和3年3月31日までの間、次の表に掲げる資金について、融資のあっせんをすることができる。

資金名	融資対象者の資格	融資条件					
		貸付限度	利率	償還期間	償還方法	保証人	担保
新型コロナウイルス対策特別資金	市内に居住し、かつ、市内に工場又は店舗を有する者で、新型コロナウイルス感染拡大により事業経営に著しい影響をうけている市税に滞納がない中小企業者	1 貸付先について小規模事業者 2, 000万円、それ以外の事業者3, 000万円	1.60%以内	10年以内	据置1年以上元金均等月賦償還	原則として無保証人	必要により要する。

- 6 前項の資金に係る利子の助成金は、次の表に定める率で算出した額とし、利子補給申請者は、それぞれ次の要件をみたすものとする。

資金名	要件	補給期間	補給率
新型コロナウイルス対策特別資金	市内に居住し、かつ、市内に工場又は店舗を有する市税に滞納がない中小企業者	令和2年3月9日から令和2年3月31日までの間に融資実行したもの	年 1.6%
		令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に融資実行したもの	年 0.8%

- 7 第5項の資金の融資あっせんを受けた者は、取扱金融機関と協議の上、融資条件のうち、償還期間については11年以内に、償還方法については据置2年以上元金均等月賦償還に変更することができる。この場合において、融資条件を変更することができる期間は、令和4年3月31日までとする。

- 8 前項の規定により融資条件の変更を行った場合における信用保証料の助成金の額は、第16条第1項の規定にかかわらず、信用保証協会が徴する信用保証料に相当する額とする。この場合において、補給申請者は、当該融資条件の変更に係る変更保証書の受理後に、補給申請書を市長に提出するもの

とする。

（令和４年１１月１日から令和５年３月３１日までの間の景気変動対策資金（特別）に関する特例措置）

- ９ 第１２条第２項の規定にかかわらず、令和４年１１月１日から令和５年３月３１日までの間の景気変動対策資金（特別）のうち運転資金に関する別表第２の表の規定の適用については、同表中「第２条第５項第１号から第４号まで及び第６号」とあるは「第２条第５項第１号から第４号まで、第５号（ロ）及び第６号」と、景気変動対策資金（特別）のうち設備資金に関する別表第２の表の規定の適用については、同表中「年１．６％以内」とあるは「年０．８％以内」とする。

附 則（昭和６１年４月１日規則第２１号）

この規則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附 則（昭和６１年８月１日規則第３１号）

この規則は、昭和６１年８月１日から施行する。

附 則（昭和６２年６月２４日規則第１６号）

（施行期日）

- １ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、昭和６２年４月１日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（昭和６２年８月１日規則第３０号）

（施行期日）

- １ この規則は、昭和６２年８月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、昭和６２年８月１日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（昭和６２年１０月１７日規則第３３号）

（施行期日）

- １ この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規則施行の際、現にこの規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則に基づいて助成金等の措置を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和６３年２月２５日規則第４号）

この規則は、昭和６３年２月２５日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、昭和63年4月1日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年8月1日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、昭和63年8月1日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月1日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、平成元年4月1日（以下「適用日」という。）以後に融資の申込を受けた者から適用し、適用日前に融資の申込を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成2年4月1日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、平成2年4月1日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成3年6月1日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成3年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、平成3年4月1日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

る。

附 則（平成3年10月1日規則第34号）

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、平成4年4月1日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年2月26日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、平成5年3月1日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、平成5年4月1日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年6月16日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、この規則の公布の日（以下「適用日」という。）以後に融資のあっせんの申込みをした者から適用し、適用日前に融資のあっせんの申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年10月1日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、平成5年10月1日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成5年12月6日規則第42号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年12月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、平成5年12月6日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成6年2月21日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年2月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、平成6年2月21日（以下「適用日」という。）以後貸付を受けた者から適用し、適用日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成6年3月31日規則第26号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に融資のあっせん申込みをした者から適用し、適用日前に融資のあっせんの申込みをした者については、なお従前の例による。

- 3 適用日から平成7年3月31日までに借換えを目的に融資あっせんを申し込む者に係る信用保証料の補給率及び利子補給率は、改正後の規則第16条及び第20条の規定にかかわらず、0.00%とする。

附 則（平成6年9月9日規則第36号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第3号に規定する者が、この規則の施行の際に、現に松本市商工業振興条例（昭和59年条例第35

号) 第3条に規定する事業に着手している場合、改正後の規則第5条第1項の規定中「速やかに」とあるのは、「この規則の施行日以降速やかに」と読み替えるものとする。

附 則 (平成7年3月31日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に融資のあっせん申込みをした者から適用し、適用日前に融資のあっせんの申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 適用日以前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が1年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが、借入資金の残債全額を借換することを目的として、適用日から平成8年3月31日までの間に行う融資あっせんの申込は、改正後の規則第13条に規定する融資あっせんの申込とみなす。この場合において、当該融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の助成及び利子補給については、これを行わない。

附 則 (平成7年4月30日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第19条の2の規定は、平成7年4月1日以後の融資に係る信用保証料の補給額から適用する。

附 則 (平成7年6月1日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年9月29日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年10月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月29日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 適用日以前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が1年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが、借入資金の残債全額を借換することを目的として、適用日から平成9年3月31日までの間に行う融資あっせんの申込は、改正後の規則第13条に規定する融資あっせんの申込とみなす。この場合において、当該融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の助成及び利子補給については、これを行わない。

附 則（平成9年3月3日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年3月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月31日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が1年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが、借入資金の残債全額を借換することを目的として、施行日から平成10年3月31日までの間に行う融資あっせんの申込みは、改正後の規則第13条に規定する融資あっせんの申込みとみなす。この場合において、当該融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の助成及び利子補給については、これを行わない。

附 則（平成9年10月21日規則第50号）

この規則は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成9年12月11日規則第52号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年12月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が1年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが、借入資金の残債全額を借換することを目的として、施行日から平成11年3月31日までの間に行う融資あっせんの申込みは、改正後の規則第13条に規定する融資あっせんの申込みとみなす。この場合において、当該融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の助成及び利子補給については、これを行わない。

附 則（平成10年8月24日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月16日規則第43号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年10月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成10年12月10日規則第46号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年12月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月31日規則第27号）

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

3 施行日前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が1年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが、借入資金の残債全額を借換することを目的として、施行日から平成12年3月31日までの間に行う融資あっせんの申込みは、改正後の規則第13条に規定する融資あっせんの申込みとみなす。この場合において、当該融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の助成及び利子補給については、これを行わない。

附 則（平成12年3月31日規則第27号）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付を受けた者から適用し、施行日前に貸付を受けた者については、なお従前の例による。

3 施行日前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が1年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが、借入資金の残債全額を借換することを目的として、施行日から平成13年3月31日までの間に行う融資あっせんの申込みは、改正後の規則第13条に規定する融資あっせんの申込みとみなす。この場合において、当該融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の補給及び利子補給については、これを行わない。

附 則（平成12年9月29日規則第50号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日規則第56号）

この規則は、平成12年12月25日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第16号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定及び第11条第2項を削る改正規定は、平成13年5月14日から施行する。

附 則（平成13年8月31日規則第53号）

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成13年9月12日規則第54号）

(施行期日)

1 この規則は、平成13年9月12日から施行し、この規則による改正後の松本市商工業振興条例施

行規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成13年9月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則は、適用日以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用し、適用日前に融資あっせん申込書を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月28日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用し、施行日前に融資あっせん申込書を受理したものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が1年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが、借入資金の残債全額を借換することを目的として、施行日から平成14年3月31日までの間に行う融資あっせんの申込みは、改正後の規則第13条に規定する融資あっせんの申込みとみなす。この場合において、当該融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の補給については、借換により保証協会から返還される信用保証料を限度として補給を行い、利子補給については、既に行った利子補給と合わせて3年に達するまで補給を行う。

附 則（平成14年3月29日規則第49号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）中融資あっせんに係る規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用し、施行日前に融資あっせん申込書を受理したものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が1年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが、借入資金の残債全額を借換することを目的として、施行日から平成15年3月31日までの間に行う融資あっせんの申込みは、改正後の規則第13条に規定する融資あっせんの申込みとみなす。この場合において、当該融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の補給については、借換により保証協会から返還される信用保証料を限度として補給を行い、利子補給については、既に行った利子補給と合わせて3年に達するまで補給を行う。

附 則（平成14年8月1日規則第58号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成14年8月23日規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則は、この規則の施行日（以下「施行日」という。）以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用し、施行日前に融資あっせん申込書を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、平成14年10月1日（以下「施行日」という。）以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用し、施行日前に融資あっせん申込書を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月28日規則第65号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則第19条第2項及び第20条第2項の規定は、平成14年10月28日（以下「施行日」という。）から平成15年3月31日までの間に県制度資金の融資あっせんを受けた者について適用し、施行日前に県制度資金の融資あっせんを受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年11月28日規則第69号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、平成14年12月1日（以下「施行日」という。）以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用し、施行日前に融資あっせん申込書を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日規則第21号）

改正 平成16年3月25日規則第42号

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用し、施行日前に融資あっせん申込書を受理したものについては、なお従前の例による。

3 施行日前に現に融資あっせんを受け、借入れをした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が1年以上良好に経過している者で、景気変動対策資金への借換について市長が適当と認める者が借入資金の残債全額の借換を目的として、施行日から平成17年3月31日までの間に行う景気変動対策資金に係るあっせんの申込みは、改正後の規則第13条に規定する融資あっせんの申込みとみなす。この場合において、当該景気変動対策資金の融資あっせんを受けた者に対する信用保証料については全額の補給を行い、借換後の利子補給についてはこれを行わない。

4 第2項の規定にかかわらず、改正後の規則第19条第2項及び第20条第2項の規定は、施行日から平成16年3月31日までの間に融資あっせんを受けた者について適用する。

附 則（平成15年10月1日規則第43号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規則第42号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定により融資のあっせんを受けた者（この規則の施行の日の前日までに融資あっせん申込書が受理されたものを含む。）に対する信用保証料及び利子の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月4日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、松本市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、松本市基準該当居宅支援事業者の登録等に関する規則、松本市商工業振興条例施行規則、建築基準法施行細則、松本市都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則及び松本都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則の規定による様式は、当分の間この条例による改正後の松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、松本市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、松本市基準該当居宅支援事業者の登録等に関する規則、松本市商工振興条例施行規則、建築基準法施行細則、松本市都市計画法に基づく開発行為等

の規制に関する規則及び松本都市計画事業土地区画整理事業施行条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（平成１７年３月３１日規則第９９号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定により融資あっせんを受けた者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに融資あっせん申込書が受理されたものを含む。）に対する信用保証料及び利子の補給については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が１年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが借入資金の残債全額を借換えすることを目的として、施行日から平成１８年３月３１日までの間に行う景気変動対策資金に係る融資あっせんの申込みは、この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第１３条に規定する融資あっせんの申込みとみなす。この場合において、当該景気対策変動資金の融資を受けた者に対する信用保証料については全額の補給を行い、借換え後の利子補給についてはこれを行わない。

附 則（平成１８年３月３１日規則第３９号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定により融資あっせんを受けた者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに融資あっせん申込書が受理されたものを含む。）に対する信用保証料の補給については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が１年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが、借入資金の残債全額を借り換えることを目的として、施行日から平成１９年３月３１日までの間に行う融資あっせんの申込みは、この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則第１３条に規定する融資あっせんの申込みとみなす。この場合において、借換えのため、景気変動対策資金の融資あっせんを受けた者に対しては、利子補給は行わない。

附 則（平成１８年６月５日規則第４９号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１８年６月１５日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用し、施行日前に融資あっせん申込書を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定により融資あっせんを受けた者（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに融資あっせん申込書が受理された者を含む。）に対する信用保証料及び利子の補給については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に現に融資あっせんを受け、借入をした資金（以下「借入資金」という。）に係る元金返済が1年以上良好に経過している者で、市長が適当と認めるものが、借入資金の残債全額を借り換えることを目的として、施行日から平成20年3月31日までの間に行う融資あっせんの申込みは、規則第13条に規定する融資あっせんの申込みとみなす。この場合において、借り換えのため、景気変動対策資金の融資あっせんを受けた者に対しては、利子補給は行わない。

附 則（平成20年3月31日規則第23号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日規則第37号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第1条中第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第22号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う助成金の交付申請から適用し、施行日前に行った助成金の交付申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定による様式は、当分の間この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（平成23年5月23日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年5月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に県制度資金の融資あっせんを受けた者から適用し、施行日前に県制度資金の融資あっせんを受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第20号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日規則第1号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う助成金の交付申請から適用し、施行日前に行った助成金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日規則第23号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用し、施行日前に融資あっせん申込書を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月30日規則第43号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う助成金の交付申請から適用し、施行日前に行った助成金の交付申請については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定による様式は、当分の間この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（平成28年3月25日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年９月２９日規則第５４号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利子の補給申請から適用し、施行日前に行った利子の補給申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定による様式は、当分の間新規則の規定による様式とみなす。

附 則（平成２９年３月３１日規則第２１号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行日（以下「施行日」という。）以後に行う県制度資金の融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の補給申請から適用し、施行日前に行った県制度資金の融資あっせんを受けた者に対する信用保証料の補給申請についてはなお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定による様式は、当分の間新規則の規定による様式とみなす。

附 則（平成３０年３月３０日規則第３３号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月９日規則第１９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年４月１５日規則第６６号）

この規則は、公布の日から施行し、令和２年３月９日以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用する。

附 則（令和３年２月２４日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日規則第９３号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和４年３月３１日規則第２８号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和４年１０月３１日規則第６８号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和４年１１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第９項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月３日規則第２０号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月３０日規則第３０号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に融資あっせん申込書を受理したものから適用し、施行日前に融資あっせん申込書を受理したものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定による様式は、当分の間、新規則の

規定による様式とみなす。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日規則第 4 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の松本市商工業振興条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請等に係るものから適用し、施行日前の申請等に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の松本市商工業振興条例施行規則の規定による様式は、当分の間、新規則の規定による様式とみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

助成事業の名 称	助成対象及び交付要件	経費及び助成率等		備考
高度化事業	中小企業団体が行う、中小小売商業振興法(昭和 4 8 年法律第 1 0 1 号)第 4 条に規定する高度化事業計画又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 2 号）第 2 0 条に規定する中小小売商業高度化事業計画に基づく施設を設置する事業	カラー舗装、アーケード、街路灯、組合会館、駐輪場、駐車場、その他特に市長が認める共同施設のうち公共的要素が高い施設	高度化を図るための施設設置（土地を除く。）に要する経費(高度化資金借入額を除き、国又は県から補助金を受けて行う場合は、当該補助金額を除く。以下「高度化施設設置経費」という。)に 1 5 / 1 0 0 を乗じて得た額以内とし、3, 0 0 0 万円を限度とする。ただし、商店街団体が行う事業については、高度化施設設置経費に 1 / 3 を乗じて得た額以内とし、4, 0 0 0 万円を限度とする。	
		上記以外の施設	高度化施設設置経費に 1 0 / 1 0 0 を乗じて得た額以内とし、3, 0	

			00万円を限度とする。 ただし、商店街団体が行う事業については、高度化施設設置経費に20/100を乗じて得た額以内とし、4,000万円を限度とする。	
共同施設設置事業	(1) 中小企業団体が次に掲げる施設を設置する事業で投下固定資産総額（土地を除く。）が50万円以上のもの ア カラー舗装 イ アーケード ウ 街路灯 エ 組合会館 オ 駐輪場、駐車場（駐車場にあっては普通自動車と同時に15台以上駐車できる規模で当該商店街からおおむね500メートル以内に設置するものに限る。）	カラー舗装、アーケード、街路灯、組合会館、駐輪場、駐車場、その他特に市長が認める共同施設の施設	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費（国又は県から補助金を受けて行う場合は、当該補助金額を除く。以下「対象経費」という。）に1/3を乗じて得た額以内とし、2,000万円（商店街団体が行う事業の場合は4,000万円）を限度とする。	
	(2) 中小企業団体が次に掲げる施設を設置する事業で、投下固定資産総額（土地を除く。）が1,000万円以上のもの ア 共同店舗 イ 工業集団化、共同化、共同倉庫 ウ その他特に市長が認める共同施設	上記以外の施設	対象経費に20/100を乗じて得た額以内とし、2,000万円（商店街団体が行う事業の場合は4,000万円）を限度とする。ただし、県補助要綱の適用を受けて行う事業の場合は、対象経費に40/100を乗じて得た額以内とし、前段の規定により算出した額に県補助要綱による補助額補助額を加えた額を限度とする。	

	施設	る。	
	(3) 中小企業団体が管理している街路灯(高効率型の照明器具(以下「LED等」という。))に切り替えられているもの又は切り替える予定のものに限る。)の改修又は修繕を行う事業	対象経費に1/3を乗じて得た額以内とし、街路灯1基につき10万円を限度とする。	
	(4) 中小企業団体が管理する街路灯の照明器具をLED等に切り替え、整備する事業(以下「商店街街路灯LED化事業」という。)	商店街街路灯LED化事業に要する経費(国又は県から補助金を受けて行う場合は、当該補助金額を除く。以下「LED化経費」という。)に1/3を乗じて得た額以内とし、水銀灯については、1灯につき15万円を、白熱灯については、1灯につき1万5,000円を限度とする。ただし、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に助成金の交付申請があったものについては、LED化経費に8/10を乗じて得た額以内とし、1灯につき45万円を限度とする。	
工場等用地取得事業	(1) 指定地域へ工場等を新設、移設又は増設するための用地取得事業で、次に掲げる要件を満たすもの ア 用地取得面積 (ア) 1,000平方メートル以上 (イ) 指定地域に既に用地を取得しているものが、新たに用地を取得する場合は、指定地域内の合計取得面積が上記(ア)の要件に該当するもの	用地取得費に20/100を乗じて得た額以内とし、1億5,000万円を限度とする(知識集約型企業と認定された企業については、助成率に10/100を、限度額に5,000万円を上乗せし、市内に工場等を所有する者が、工場等を新設し、移設し、又は増設する場合の用地取得費は、従前より増えた面積の用地取得費相当額とする。)。ただし、2年間の分割交付とする。	

	イ 新規地元雇用者数 5人以上。ただし、ソフトウェア業及び先端技術分野の研究開発を主として行う機関は除く。 ウ 操業開始時期 用地取得後3年以内。ただし、指定地域内増設の場合は、供用開始時期が用地取得後2年以内		
	(2) 工場等用地取得事業の助成を受けた者が、新規地元雇用者及び新規研究開発者を雇用する事業（雇用促進事業）	新規地元雇用者数から4を減じた数に10万円を、新規研究開発者数に20万円をそれぞれ乗じた額を合算して得た額とする。ただし、合計で500万円を限度とする。また、同一人が新規地元雇用者と新規研究開発者の両方に該当する場合は、新規研究開発者数のみに計上するものとする。	
工場等設置事業	特定地域等へ工場等を新設、移設又は増設する事業で、当該施設に対する投下固定資産総額が5,000万円以上のもの	工場等の新設、移設又は増設に係る投下固定資産に対する固定資産税相当額とし、3年間交付する。	
工場等緑化事業	特定地域等へ工場等の新設、移設又は増設に伴い、緑地を設置する事業で、次に該当するもの (1) 敷地面積の20%以上の緑地設置（特定地域は、敷地面積1,500平方メートル以上に限る。） (2) 樹木等の植栽を行うもので、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する緑地	当該施設設置（土地を除く。）に要する経費に20/100を乗じて得た額以内とし、1,000万円を限度とする。	
公害防止施設	中小企業者及び中小企業団体が行	施設改善に要する経費（土地を除	

設置事業	う、公害防止施設の改善事業で、処 理機能等が適当と認められる投下固 定資産総額が500万円以上のもの	く。)に20/100を乗じて得た 額以内とし、1,000万円を限度 とする。	
従業員福利厚 生施設設置事 業	中小企業及び中小企業団体が次に掲 げる施設を設置する事業で、投下固 定資産総額が1,000万円以上の もの (1) 従業員宿舍 (2) 保健衛生施設 (3) 給食施設 (4) 教養文化施設 (5) その他特に市長が認める施 設	当該施設設置(土地を除く。)に要 する経費に20/100を乗じて 得た額以内とし1,000万円を限 度とする。	
技能者養成施 設設置事業	中小企業団体が職業訓練のための施 設を設置する事業	当該施設設置(土地を除く。)に要 する経費に20/100を乗じて 得た額以内とし、1,000万円を 限度とする。	

別表第2 (第12条関係)

資金名	融資対象者の資格	融資条件					
		貸付限度	利率	償還期間	償還方法	保証人	担保
小規模企 業支援資 金	市内に居住し、かつ、市 内に工場又は店舗を有す る者で、6か月以上の操業 実績のあり、小口零細企業 保証を利用する市税に滞 納がない小規模事業者(既 存の信用保証協会の保証 付き融資残高との合計で 2,000万円の範囲内)	1貸付先に ついて2, 000万円	年1. 50% 以内	10年以内	据置1年以 内元金均等 月賦償還	原則とし て無保証 人 (法人の 場合は原 則代表者 1名 な お、保証 協会が経	必要に より要 する。
創業支援 資金	適切な事業計画による 市内での新規開業予定者 又は新規開業者(開業5年 未満)で、市税に滞納がな	1貸付先に ついて3, 500万円 (ただし、	1.6 0%以 内	運転資金7 年以内、設 備資金10 年以内	据置1年以 内元金均等 月賦償還	営者保証 ガイドラ インに則 った対応	必要に より要 する。

	いもの	新規開業予定者の個人にあっては、2,000万円に自己資金の額を加算した金額を上限として3,500万円以内)				等により個人保証させない場合は、この限りではない。)	
景気変動 対策資金 (特別)	市内に居住し、かつ、市内に工場又は店舗を有する市税に滞納がない中小企業者で、次のいずれかに該当するもの 1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けている者 2 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当する認定企業者（借換の場合にあっては中小企業信用保険法第2条第5項各号の認定事業者） 3 危機関連保証制度要綱に定める危機関連保証を利用する者	1 貸付先について3,000万円	年1.60%以内	10年以内	据置1年以上元金均等月賦償還		必要により要する。
景気変動 対策資金 (一般)	市内に居住し、かつ、市内に工場又は店舗を有する市税に滞納がない中小	1 貸付先について3,000万円	年1.60%以内	10年以内	据置1年以上元金均等月賦償還		必要により要する。

	企業者で、次のいずれかに該当するもの 1 経済不況により事業経営に著しい影響を受けている者 2 中小企業信用保険法第2条第5項各号（第5号、第7号又は第8号を除く。）のいずれかに該当する認定企業者					
経営安定資金	市内に居住し、かつ、市内に工場又は店舗を有する者で、6か月以上の操業実績のある市税に滞納がない中小企業者	1 貸付先について3, 000万円以内	年1. 60%以内（借換の場合内） にあつては年1. 80%以内	運転資金7年以内、設備、借換資金10年以内		必要により要する。
事業拡大資金	市内に居住し、かつ、市内に工場又は店舗を有する6か月以上の操業実績のある者で、事業の拡張を目的として新製品の開発、新分野への進出、新規取引先の開拓、ISOの取得等新たな取組みを実施しようとする市税に滞納がないもの	1 貸付先について2, 000万円以内	年1. 80%以内	運転資金7年以内、設備資金10年以内	据置1年以内元金均等月賦償還	必要により要する。
事業承継資金	既存事業を譲り受け、事業継続しようとする者で、市税に滞納がないもの	1 貸付先について運転資金3, 000万円以内	年1. 60%以内	運転資金7年以内、設備資金10年以内	据置1年以内元金均等月賦償還	必要により要する。

		00万円、 設備資金 5,000 万円		年以内		
工業立地 促進資金	(1) 事業拡張等を目的 とし、工業専用地域を除 く特定地域内への工場 の新設、移設又は増設を 実施しようとする市税 に滞納がない者 (2) 事業拡張等を目的 とし、工業専用地域又は 指定地域内への工場等 の新設、移設又は増設を 実施しようとする市税 に滞納がない者 (3) 事業拡張等を目的 とし、指定地域内への工 場等の新設、移設又は増 設のための土地を購入 しようとする市税に滞 納がない者	1 貸付先に ついて1億 5千万円	年1. 80% 以内	15年以内	据置2年以 内元金均等 月賦償還	必要に より要 する。

別表第3（第13条関係）

資金の種類	添付書類
小規模企業支援資金	許可証等の写し 最近の決算書及び試算表、資金計画調書 設備資金は設計書、見積書、カタログ、図面 その他必要書類
創業支援資金	許可証等の写し 事業計画書 履歴書 設備資金は設計書、見積書、カタログ、図面 その他必要書類

景気変動対策資金	許可証等の写し 最近の決算書及び試算表、資金計画調書、事業計画書 その他必要書類
経営安定資金	許可証等の写し 最近の決算書及び試算表 設備資金は設計書、見積書、カタログ、図面 その他必要書類
事業拡大資金	許可証等の写し 最近の決算書及び試算表、新規取組計画書 設備資金は設計書、見積書、カタログ、図面 その他必要書類
事業承継資金	許可証等の写し 最近の決算書及び試算表 設備資金は設計書、見積書、カタログ、図面 その他必要書類
工場立地促進資金	許可証等の写し 最近の決算書及び試算表、事業計画書 設計書、見積書、カタログ、図面 その他必要書類